

# 新幼稚園令に依る保姆

文部省普通學務局 清水 福市

保育事業に従事して居る者は申すに及ばず、廣く教育界乃至一般社會から渴望されて居つた幼稚園令は、去る四月二十一日、恰も幼稚園の鼻祖と謂はれて居るフレーベルの誕生日に當る記念日に、御裁可になり、翌二十二日に其の日の官報を以て公布された。明治九年東京女子高等師範學校に創設せられて以來、長い歴史をもつて居つた幼稚園は、制度の上では、これまで小學校令の一部に間借りをして居つたのであつたが、開設五十年の此の記念すべき年に於て、單獨勅令の公布を見るに至つたことは、誠に喜ぶべきことであつて、これは我が保育事業史の上に特筆すべき、劃時代的事項と謂ふべきである。

私は幸にも幼稚園と深い宿縁があつたと見えて、本令起案の任に當り、昨年夏以來課員と共に之に着手し、我が國從來の幼稚園の沿革、法規の變遷を初め、諸外國の立法例等に關する研究調査材料等を蒐集して草按を起し、爾來訂正添削を施すこと數十回に及び、夫々相當機關の議を経て、茲に完成するこゝとを得たのである。之に關係した者としては、其の條文推敲の變遷を偲ぶときは、一字一句にも多大の興味を感じる次第であるが、今私は茲には、新幼稚園令及び同施行規則に定められた保姆の身分資格等

について、述べて見ようと思ふのである。

幼稚園の保姆は、新令に依る保姆免許狀を有する者でなくてはならぬのであるから、從來の親定に依つた保姆は、五月十二日新幼稚園令が施行されると同時に、悉くその資格を失つてしまつたのである。唯本令施行の際現に幼稚園の保姆の職に在る者で、小學校本科正教員及び尋常小學校本科正教員の免許狀を有する者丈けには、地方長官は檢定の手續に依らないで、五月十二日付で、保姆免許狀を授與することが出來たのであるから、之等の資格をもつて居つた人だけは、新令が交付されても、引續いて保姆たることを得たのである。それで五月十二日現在に於て保姆と稱し得る者は、尋本正小本の資格を有する現職保姆約七百餘人だけである。その他の者はこれから檢定によつて資格を得て、初めて保姆となり得るのである。

保姆の檢定には、無試験檢定と試験檢定との二種あり、その無試験檢定を受けることの出來る者は、幼稚園令施行規則第十條に列擧して在る者に限るのである。今茲に擧げて見ると次の通りである。

一、小學校の本科正教員の免許狀を有する者

小學校本科正教員又は尋常小學校本科正教員の免許狀を有する女子は、何人も保姆の無試験檢定を出願することが出来る。女子師範學校の卒業者は、勿論、講習科を修了した尋本正でも、檢定によつて資格を得た人でもよいのである。舊令では教員の資格さへあれば何時でも保姆になるこ

とが出来たが、今後は保母になるには、保母免許状を有することが条件となつたのであるから、今直に保母になるのではなくても、小學校在職者又は右の資格のある者は此の際出願して保母免許状を得て置くのが有利であると思ふ。

二、高等女學校を卒業したる者又は専門學校入學者檢定規程に依り試験檢定に合格したる者若しくは一般専門學校の入學に關し無試験檢定を受くる資格を有する者にして其の合格又は卒業後一年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者。

高等女學校卒業者は勿論、所謂專檢合格者や、又文部大臣に於て一般の専門學校入學に關し、修業年限四年の高等女學校卒業者と、同等以上の學力を有するものと指定せられたる者、即ち實科高等女學校又は女子實業學校の卒業者等は、卒業後又は試験に合格後一年以上、正式の幼稚園に於て、職員として幼児保育の實際に従事した者は、保母の無試験檢定を受ける事が出来るのである。

三、専門學校入學資格を以て入學資格とする學校に於て一年以上幼児の保育に適する教育を受けて卒業したる者。

一般の専門學校に入學し得る資格を以て入學資格とする學校、即ち女子専門學校、専門學校に類する各種學校、高等女學校實業學校等の高等科專攻科補習科等に於て、一年以上幼児の保育に適する教育を受けて卒業した者は、保母の無試験檢定を受けることが出来るのである。茲に一年以上幼児の保育

に適する教育とあるのは、その學校の課程の中に、少くとも修身、教育及保育、音樂、體操の四科目が定められてあつて、毎週一時乃至三時位を一年以上に修める様に、なつて居るものたるを要するのである。之れに相當するのは、東京奈良の兩女子高等師範學校にある保姆養成科は勿論女子高等師範學校、女子大學、高女卒業者を入學資格とする裁縫學校等である。

四、従前の規定に依り、保姆免許狀を取得したる者にして三年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事したる者。

舊令に依る保姆免許狀を有する者で、その免許狀を得た前後を問はず、職員として三年以上、正式の幼稚園に於て、幼児保育の經驗のある者は、保姆の無試験檢定を受けることが出来るのである。

五、其の他地方長官に於て特に適當と認めたる者。

これは地方長官が勝手に適當と認めるのであつては、府縣によつてまちまちになる虞があるから通牒を以て其の標準程度を、一定して示してある。其の調査標準は次の通りである。

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ別記取調書ノ程度ニ依リ補修ノ經歷アル者

(一) 小學校專科正教員ノ免許狀取得後三年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

(二) 小學校ノ准教員ノ免許狀取得後五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者

(三) 小學校ノ教育ニ從事シタルコトアル者ハ二年ヲ限リ之ヲ右ノ年數中ニ算フルコトヲ得  
 高等小學校卒業程度以上ノ學力ヲ有シ繼續シテ五年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニシテ保育ニ練達シ其ノ成績特ニ優秀ナル者

取調書様式ハ左表ニ依ルコト

		既得免許狀	幼稚園保	學科補修ノ時數	職名	氏名	年
	年月	數	育從事年				
	30	身	修				
	100	育保	育教				
	30	語	國				
	50	術	算				
	50	史	歷				
	50	理	地				
	50	科	理				
	40	畫	圖				
	40	工	手				
	40	樂	音				
	50	操	體				
	乙	縫	裁				
		名					
	年月	齡					

尙小學校准教員又は尋常小學校准教員の免許狀を得た後に保母となつて、大正十五年五月十一日ま

で、引續き三年以上在職して居つた者は大正十五年五月三十一日までに、無試験檢定を出願したる場合に限り、特に幼稚園令施行規則第十條第五號に該當する者として、無試験檢定の取扱をするこ  
とが出来様になつて居る。

保母の試験檢定は幼稚園令施行規則第十一條に示してある通り、尋常小學校本科正教員の試験檢定の程度に準じて課せらるべき、同條に列擧してある十三科目の試験に合格して初めて免許状を得られるのである。そしてその受験資格は法文の上には何とも定められてないから、何人でも試験を受けることが出来るのである。

そして又、高等女學校の卒業者又は之れと同等以上の者が、幼稚園令施行規則第十條第二號の無試験檢定に依らず即ち一年以上の保育の經驗を待たずして、試験檢定を受けようとする者は、修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操の七科目以外の學科目に限り、其の試験を缺くことが出来るのである。保母の職に就任すれば、左の表による俸給を給せられる。

	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
上	一二〇 <small>円</small>	一〇〇 <small>円</small>	八〇 <small>円</small>	七〇 <small>円</small>	六〇 <small>円</small>	五〇 <small>円</small>	四〇 <small>円</small>
下	一一〇	九〇	七五	六五	五五	四五	三五

そして任命せられると共に、勅令の定むる所に依つて、判任官の待遇を受け、且恩給法其の他の適用も受け得られるのである』